

質疑応答・意見交換

(司会)

時間になりましたので再開いたします。それでは、ここから質疑応答、意見交換の進行は平岡が行います。

(平岡係長)

壇上には、先ほどご講演をいただきました、梅垣様、岐阜県生活衛生課食品安全推進室長の野池、岐阜市保健所食品衛生課長の篠田が登壇しております。なお、広く情報提供させていただくことを目的に、今回のシンポジウムの内容とご質問の内容について、後日、岐阜県のホームページにて、概要を公表する予定としております。発言内容を掲載させていただくことに不都合がある方は、その旨をお申し出下さい。

先ず、参加申し込み時にいただきました質問をいくつかご紹介させていただきたいと思えます。「いくつか健康食品を飲んでいますが、飲み合わせなどあるのでしょうか。また、何種類ぐらいが限界であるなど、飲むうえでの制限はありますか。」とのご質問です。飲み合わせや飲む種類などの制限についてということですが、梅垣先生お願いします。

(梅垣先生)

先ず、健康食品というのは何をイメージされているのかわかりませんが、例えば、ヨーグルトとかお茶とかそういうものであれば、あまり飲み合わせなどを考えなくても良いと思えます。錠剤・カプセルのサプリメント形状の場合は、飲み合わせが良いか悪いかは、ほとんど分かりません。それは、企業がどうやって製品を作っているかというのも関係しています。ですから何種類ぐらいまでというのはわかりませんが、多く摂ると都合が悪いことが起こる可能性が高くなって、かつ有害な影響が出た時に、何が原因か分からなくなるということがあります。あまり多く摂るのは良くないと思えます。以前に聞いた事例ですが、多く摂る人が健康被害を受けやすいということがありました。そこは注意された方が良いと思えます。健康食品という定義がないので、何についてのご質問かわかりませんが、普通の食品であれば問題は無いと思えます。錠剤・カプセルと、通常の商品は区別させていただきたいと思えます。

(平岡係長)

では、次の質問をご紹介します。「健康食品の広告等で、糖尿病に効く、動脈硬化に効くといったものを見かけることがありますが、効かなければ嘘になるのではないのでしょうか。」とのご質問ですけれども、岐阜県生活衛生課の野池室長いかがでしょうか。

(野池室長)

先ほど先生のご講演にもありました通り、先ず嘘か本当かというのとは別次元のお話といたしまして、病気に効く、治るといふ疾病の予防ですとか治療に効果があるといふものは、医薬品などを規制しております医薬品医療機器等法という法律で、そういったことを書くこと自体が禁止をされております。先ずそういう意味で不適切であるということが1点、それ以外にも他の法律になる訳ですが、健康増進法では、虚偽誇大広告というものを禁止しています。虚偽というのが、ご質問にありました、嘘、ということになりますし、誇大ということになると、事実よりも大げさに表示をしていると、そういうものを禁止しておりますので、事実と異なっていればこの健康増進法にも違反をします。それから、もう1つ別の法律で景品表示法という法律がございますが、こちらは根拠がなく、他の物よりも優れているというような表示をすることが禁止されています。例えば、お茶やサプリメントなど、実は他のものとほとんど何も変わらないのに、自分の商品に「がんに効く」「高血圧が治る」といふようなことを書けば優良誤認という不当な表示に当たり、景品表示法にも違反をすることになりますので、色々な法律の面からみても、全く不適切であると言えるかと思えます。県の方では、こういったことが無いように、販売店ですとか製造施設の監視指導を進めているところでございます。

(平岡係長)

虚偽誇大表示、それから不当景品表示等を行うことはできないとのご説明でしたけれども、先ほど、県の取組みについてご紹介させていただきましたが、岐阜市の方では、具体的にどのような取組みを行っておりますでしょうか。岐阜市の食品衛生課篠田課長お願いいたします。

(篠田課長)

岐阜市の方においても食品関係の事業者に対して計画的に立入検査や監視指導を行っております。立入時には食品の表示も確認しております。特に、岐阜県の方からもお話があったように、夏場や年末には、岐阜県と連携をして、食品表示の合同監視を重点的に行っております。その時に、健康食品の表示についても確認を行っているという状況でございます。しかし、岐阜市に関しては、表示の重点監視の時も大半が一般的な食品、一般的な食品というのは、その健康食品以外の食品、こういったものを対象にやっております。現状では、健康食品への取組みが積極的に行われているとは言えないのが実情でございます。その相談があれば、対応はするのですが、現状としては、積極的には行っていないというところでございます。

食品衛生法という法律の中で、許可を必要とする業種が34業種あります。飲食店であるとか菓子製造業であるとか食肉販売業、こういったものになるのですが、その健康食品を製造している業者というのは、この34の業種に該当しないというケースが多いようで

ございます。ですから、許可を持っていないとなりますと計画的な立入検査という機会が、少なくなってしまうという現状がございます。

そういった中で、先日、11月8日だったと思いますが、厚生労働省の有識者会議の中でも、健康食品の製造業者を把握する仕組み、それから品質管理の法的な規制、こういったものの必要性についての提言があったというふうに伺っております。岐阜市としまして、こういった動向を注視して、今後、対応していきたいと考えております。

(平岡係長)

それでは、続いて、休憩時間中にいただきましたご質問をご紹介します。続けて2つ、読み上げさせていただきます。「CMでよく健康食品を多くやっていますが、本当のところどうなのでしょう。成分は本当なのでしょう。」もう1つ続けて読みさせていただきます。「機能性表示食品は、事業者の責任によるとありますが、国の方で抜き打ち検査等、質の担保は行われないのでしょうか。」とのご質問がきております。梅垣先生いかがでしょうか。

(梅垣先生)

CMは、かなり上手く作られています。消費者を誤認させるような広告が作られていますから、そういう目でCMは見られたら良いのではないかと思います。どこまでが違反かどうかというのは、なかなか線引きが難しいので、そのところは表示を見る消費者自身の方にも注意していただきたい。製品に違法な薬物が入っているのは、明らかに取り締まることができます。それは行政機関が検査しています。特定保健用食品とか機能性表示食品の場合、以前、厚生労働省が所管していた時は、試買調査などをしていました。消費者庁になってからそれをしない時期があったのですが、昨年ぐらいから本当に表示成分が表示通りに入っているかとか、表示が妥当かというのをかなりチェックするようになりました。今後、機能性表示食品も、そのようなチェックが入ってくるのではないかと思います。

(平岡係長)

先ほど、県の方で買上検査を行っているという説明を私の方からさせていただいたのですが、「具体的に、どういった内容の検査の方を行っているのでしょうか。」野池室長お願いします。

(野池室長)

県で行っている買上検査でございますけれども、食品サイドというよりは医薬品を規制している部署の方で行っている検査になりますが、年間20検体を色々な販売店、一般の街中の販売店で買い上げをしております。内容といたしましては、痩身効果、要はダイエットに有効であるということを謳っているもの、それを暗示させるものについて10検体、

それから男性機能の亢進、増強などを謳っておるものを10検体、それぞれ今までの違反事例などで検出をされた物質について検査をしております、そういう不適切なものが販売されていないかというチェックをしています。県内で違反品が見つかった事例は最近のところはございません。

(平岡係長)

それでは、引き続き、また質問の方を読ませていただきたいと思います。「食生活習慣改善の必要性を自覚しながら、そこから逃げるために誇大広告を信じて、サプリメントに頼る人に対する最初の声掛けに有効な台詞について、助言の方をいただきたい。」もう1つ、続けて読ませていただきます。「健康食品は、健康な人向けの製品ですが、病気を持っていて知識も不十分な人に、正しい知識を普及するためにできることはありますか。また、他県の取組み等があれば教えていただきたい。」とのご質問です。この質問に対して、梅垣先生、ご回答をお願いしますでしょうか。

(梅垣先生)

BS などでは健康食品の CM ばかりです。あれを見ていると洗脳されてしまうのですが、使う、使わないは個人が判断することになります。先ほど言いましたが、とにかく、使用状況のメモをとっていただくと良いと思います。メモをとっていると、本当に良いかどうか、自分自身で把握できます。2か月も3か月も全く効果が無さそうだというんだったら、多分、お金の無駄遣いだと思いますね。それは、利用している人自身で判断できると思います。

基本的なことを、やはり正しい知識を伝えること。それはなかなか難しい。こういうリスコミにいらっしゃる方は、実はもう来なくてもいいほど知識がある方なんです。こういう場に来ない人が、CM とかに洗脳されてしまう人なのです。是非今、こういう場で知りえたことを周りの人、ご家族とか親戚とかそういう人に伝えていただくのが、一つの情報提供の方法だと思っています。他の県の取組みですが、例えば茨城県では、県が食生活改善推進員みたいな人が色々なところにいらっしゃるので、そういう人に情報を提供して、その人達が地域で、個別に伝えるという取組みをされています。情報提供というのは、ものすごく難しいのですが、色々なルートを使って、できるだけ正しい知識が伝わるような取組みを考えていけば良いのです。そこには専門職なり、健康意識がすごく高くて熱心な方に、関与をしていただくというのが必要なのではないかと思います。

(平岡係長)

ありがとうございます。では、続きまして、「サプリメントを利用する方が多く、薬との害、疾患との害を調べようとしても裏付けデータ、問い合わせしても確実な返事がもらえません。どのように考えていけば良いのでしょうか。」ということですが、先ほど先生から

も色々、参考になるホームページ等もご案内はいただいておりますけれども、例えばこういった自分で知識を得ようとした時や自分で調べていく場合、他にこういった方法がありますか、梅垣先生。

(梅垣先生)

多分、質問を書かれた方は、怪しいところは信用しないということを実感されていると思います。自分が問い合わせ、ちゃんと答えていただけないところはやはり、誠実ではないし、そういうところからは買わない方がいいと判断しても良いと思います。我々も、ある製品が本当に良いか悪いかというのは、ほとんど分からないんです。インターネットである製品の情報を見て、どういう根拠で表示してあるかとか、何が入っているかというのを調べるのはものすごく大変です。最初インターネットで出てくるのは、ほとんど体験談ばかりなんです。体験談の情報ばかりがずらずら出てきて、最後に栄養成分表示とか原材料が書いてあるのです。しかし、どの成分が何mg入っているかとか全く書いてないんです。だから製品が良いのか悪いのかは、ほとんど分からないんです。そういう情報を問い合わせ、自分が納得して買われるのだったら良いのですが、納得できないのであれば、お金を出して買って損した、じゃあ消費者センターに相談して返品してもらおうとかそういうことになります。最初から返品に繋がるようなこと、ある程度納得できないのであれば、買わないという判断が一番妥当ではないかと思います。

(平岡係長)

ありがとうございます。

今、知識として調べていくのは、色々な方法ということで、先生の方からご紹介いただいたのですが、例えば、健康被害等についてのご相談とかそういったものはどちらの方にさせていただければ良いのでしょうか。野池室長お願いします。

(野池室長)

もしご自身若しくはお知り合いの方で、健康食品を食べた後に具合が悪くなったというようなことがあれば、まずは、具合が悪い方については医療機関を受診していただくというのが第一です。その後、保健所の方にその内容をご相談いただければと思っています。もちろん、健康食品を食べた後で具合が悪くなったと言いましても、当然その方は他の食品も色々食べていらっしゃるし、食べ物以外の原因で具合が悪くなるということもございますので、直ちにその食べた健康食品が原因かどうかというのは分かりませんが、ご相談に乗らせていただいて、本当にその食品が原因であれば事業者に対する指導なども必要となりますので、まずは保健所にご相談をいただければと思っています。

その他、先ほど先生の方から普及啓発ということで、正しい知識をどの様に広めていったら良いかというお話もあったかと思いますが、参考までに、岐阜県では県の薬剤師会と

いうところがありまして、この薬剤師会の方でそういう健康食品のご相談に乗る窓口を作っております。多分、お近くの薬局にもそういったところがあると思いますが、薬食同源アドバイザーという名前で、一般の方のご相談を受ける、そういう体制を整えております。県下で102名の方が現在そのアドバイザーとして活躍をされているとお聞きしておりますので、今度薬局を訪ねられた時に、そういう相談を受けていただけるかどうかご相談されるのも良いのではないかと考えております。

(平岡係長)

ありがとうございました。それでは、続いてですが、「薬との併用の患者が多いとのことですが、多数の機能性食品が混在します。上手に見極めるコツはありますか。」とのことですけれども、梅垣先生いかがですか。

(梅垣先生)

飲み合わせは、ほとんど、分からないと思います。飲み合わせに関して、今わかっているものに、セントジョーンズワートといって、うつに効果があるというハーブがあるんですね。医薬品との飲み合わせが悪いというのは、医薬品の添付文書にも書いてあります。けれども、健康食品の中に、セントジョーンズワートというのが、どれだけの量で入っているか、その中の活性成分というのがどれだけの量で入っているかというのが分からなければ、相互作用があるか無いかというのは、実は判断できないんです。ある企業さんは、薬剤師を置いて、健康食品の飲み合わせが良い悪いという問い合わせを判断されています。でも、多分分からないと思います。あるところでは、相互作用は無いですと言っているようです。それは、事例が今無いだけであって、無いわけではないんです。今のところ、そういう情報がありませんと答えるのが正確で、相互作用が無いとは言えません。健康食品の相互作用のところを調べる時は、せいぜい調べても50人とか100人ぐらいです。千人とか1万人とか使い出したらやはり、何か都合の悪いことが出てくる場合があるんです。そこで必要なのは、有害事象をいかに早くとらえるかということです。しかし、そこには、使っている方から情報が上がってこないとわからない。だから基本的に、相互作用はほとんどわからない。わからないから、利用者には利用のメモをとにかくとっていただいて、そのメモで、例えば薬を飲んでいる場合は、そのメモを持ってお医者さんのところへ行ったり、薬局へ行ったら、「この健康食品を飲んでいて、この薬を飲んでいるから、ちょっと調子がよくない」と伝えられれば調査することができます。とにかく私がお願いしたいのは、利用状況のメモをとって対応してくださいということです。それが、相互作用を解決する1つの手がかりになると思います。

(平岡係長)

ありがとうございました。

それでは、会場の皆様から、ご質問、ご意見の方を承りたいと思います。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。私の方で、指名をさせていただきますので、係の者が、マイクをお持ちいたします。できれば、ご所属、お名前をお願いいたします。いかがでしょうか。何か、普段、使ってみえることで、疑問なことがありましたらせっかくの機会ですので、是非、ご質問ありませんか。

(参加者)

岐阜県の大垣から参りましたオクナガと申します。機能性表示食品とか、トクホの件でもよろしいでしょうか。認可あるいは登録なんですけども、一度、認可なり登録されたものは、以後の消費者庁とかそういうところの、追跡あるいはピックアップして調べるとか、あるいは更新するとか、そういう何か制度はあるのでしょうか。

(平岡係長)

梅垣先生お願いします。

(梅垣先生)

昔、トクホができた時は、2年ごとに申請・許可を受けていましたが、規制緩和の話が出てきて、許可を受けたら特段問題がなければ、再度許可を受ける必要がなくなりました。最近、トクホ製品の表示値が担保できないというので、取締りを受けて取り消しになっているものもあります。機能性表示食品は、消費者庁は、基本的には審査をしていないと言っていますが、製品情報が公開されています。そして公開された情報が妥当でなければ、外部からこれは良くないとか、もう少し根拠が足りないとか指摘され、その結果、取り下げされた製品もあります。機能性表示食品は、そういうシステムが一応ありますから、野放し状態ではないと思います。それよりも、トクホとか機能性表示食品にもならない製品が世の中にいろいろあるんです。比較の問題ですが、そういうトクホとか機能性表示にならない製品には気を付けた方がいいと思います。悪いとまで断言できませんが、判断する指標がないですね。そこのところを見ていただければと思います。基本的には、行政側がチェックする体制は、できています。

(平岡係長)

よろしいでしょうか。その他に、何か質問の方ございますか。

ございませんか。確かに、普段の生活の中で、私たちの生活の中に特定保健用食品とか、機能性表示食品、そういったものが、多数、流通しているところですけども、岐阜市の篠田課長は、普段、生活の中で何か活用されていらっしゃるものはございますか。

(篠田課長)

この話を梅垣先生の前ですると笑われてしまうかもしれないのですが、実は小さい時から、親が健康というか健康食品というものに対して結構こだわりをもっておりまして、先生のお話しにあった通り、10歳よりも小さい時からカルシウムの製剤みたいなものですかクロレラ製剤、そういったものを飲まされていたような気がしております。決して裕福ではなかったのですが、その影響かどうかわかりませんが、背は伸びませんでした、今でも骨密度はちょっと高いという数字が出ております。カルシウムの補強剤というものはもう飲んでいませんが、クロレラの製剤というものについては、効能効果を期待している訳ではありませんが、栄養のバランスを考えて、何となく今でも継続して利用しているという状況でございます。

(平岡係長)

他に、ご質問等はございませんか。

それでは、今まで健康食品について、色々頂戴しました意見、ご質問について、ご回答の方いただきましたけれども、最後に改めまして、健康食品を上手に使うにはどのようにすれば良いか、健康食品を使う上での注意点、最後に梅垣先生、教えていただけますでしょうか。

(梅垣先生)

どういものが健康食品かという、判断は人それぞれ違いますが、とにかく錠剤・カプセルの製品には、注意された方が良いでしょう。普通の食品だったら味があって香りがある。例えばヨーグルトが健康食品だと思っていたら、それを毎日10パックは食べられないですね。それで過剰摂取はできない。また、我々は嗜好性があるから、同じものを毎日食べると嫌になります。そういうのが普通の食品の持っている特徴で、だから安全なのです。でも、錠剤・カプセルの製品は、薬と勘違いしてしまうというのと、同じものを良いと思って、何回も継続して摂るんです。普通の食品を摂る状態ではなくなります。そここのところは注意してほしいと思います。中には、摂っていて調子が良いと言われる人もいます。その方は、錠剤・カプセルのものをいつどれだけ摂ったかというのをメモしてほしいと思います。利用のメモをとって体調が良ければそのまま使われれば良いし、体調が悪いついていうメモが出てきたら、一旦そこで止めるという判断をしてもらえれば、安全に使えると思います。健康食品だけで健康になることはまずありません。基本的には生活習慣です。運動してバランスの良い食事する、それが基本であって、それができるように健康食品を使っていたらいいと思います。それができない人が健康食品だけ摂るとするのは、多分、お金の無駄だと私は考えています。

(平岡係長)

ありがとうございました。それでは、予定をしておりました時間になりましたので、意見交換を終了したいと思います。登壇いただきました皆様、ありがとうございました。どうぞお戻りください。

時間の都合上、ご発言をいただけなかった方、大変申し訳ございませんでした。